

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	健康福祉部 健康福祉政策課	
不利益処分名	社会福祉法人に対する業務の停止命令等	
根 拠 法 令	社会福祉法	
根 拠 条 項	第56条第7項	
連 絡 先	(電話621-5563)	
処 分 基 準	基 準 第56条第7項 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員 の解職を勧告することができる。	
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成26年8月1日設定 (令和3年4月1日最終変更)